

奈良県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月三十日

奈良県知事 荒井正吾

## 奈良県条例第五十号

奈良県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例

(奈良県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正)

**第一条** 奈良県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成二十四年十二月奈良県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十四条の九第二項」を「第二十四条の九第三項」に改める。

第三条第四項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第四条中「第二十四条の九第二項」を「第二十四条の九第三項」に、「第二十一条の五の十五第二項第一号」を「第二十一条の五の十五第三項第一号」に改める。

第五条第一項第三号ア(1)中「四・三」を「四」に改め、同号ア(2)中「障害児である乳児又は幼児(次条第四項第三号及び第五十四条第一項第二号において「乳幼児」という。)の数を四で除して得た数及び障害児である少年の数を五で除して得た数の合計数」を「障害児の数を四で除して得た数」に、「当該合計数」を「当該数」に改め、同条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前項に規定する心理指導担当職員は、学校教育法の規定による大学(短期大学を除く。)若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

第六条第四項第三号中「乳幼児」を「乳児又は幼児(第五十四条第一項第二号において「乳幼児」という。)」に改める。

第二十二条第五項中「会議」の下に「(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うものを含む。)」を加える。

第三十五条中「第四十一条」を「第四十一条第一項」に改める。

第三十六条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

- 4 指定福祉型障害児入所施設は、適切な指定入所支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第三十六条の次に次の一条を加える。

(業務継続計画の策定等)

- 第三十六条の二 指定福祉型障害児入所施設は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定入所支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定福祉型障害児入所施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

- 3 指定福祉型障害児入所施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第三十八条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

- 3 指定福祉型障害児入所施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第三十九条第二項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 当該指定福祉型障害児入所施設における感染症及び食中毒の発生及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

- 二 当該指定福祉型障害児入所施設における感染症及び食中毒の発生及びまん延の防止のための指針を整備すること。

- 三 当該指定福祉型障害児入所施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の発生及びまん延の防止のための研修並びに感染症の発生及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

第三十九条に次の一項を加える。

4 指定福祉型障害児入所施設は、感染症の発生及びまん延の防止に必要な衛生用品の備蓄に努めなければならない。

第四十一条に次の一項を加える。

2 指定福祉型障害児入所施設は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定福祉型障害児入所施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第四十二条第四項を次のように改める。

4 指定福祉型障害児入所施設は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

二 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第四十三条に次の一項を加える。

2 指定福祉型障害児入所施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該指定福祉型障害児入所施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

二 当該指定福祉型障害児入所施設において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

三 前二号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第五十九条中「第四十一条中」を「第四十一条第一項中」に改める。

（奈良県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

**第二条** 奈良県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例（平成三十年三月奈良県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和四年三月三十一日までの間におけるこの条例による改正後の奈良県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(以下「新条例」という。)第三条第四項、第四十二条第四項(新条例第五十九条において準用する場合を含む。)、及び第四十三条第二項(新条例第五十九条において準用する場合を含む。)、の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

3 施行日から令和六年三月三十一日までの間における新条例第三十六条の二(新条例第五十九条において準用する場合を含む。)、の規定の適用については、新条例第三十六条の二第一項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第二項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第三項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

4 施行日から令和六年三月三十一日までの間における新条例第三十九条第二項(新条例第五十九条において準用する場合を含む。)、の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

5 この条例の施行の際現に指定を受けている第一条の規定による改正前の奈良県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(以下「旧条例」という。)、第五条第一項第三号ア(1)に規定する主として知的障害のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設については、新条例第五条第一項第三号ア(1)の規定にかかわらず、令和四年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

6 この条例の施行の際現に指定を受けている旧条例第五条第一項第三号ア(2)に規定する主として盲ろうあ児を入所させる指定福祉型障害児入所施設については、新条例第五条第一項第三号ア(2)の規定にかかわらず、令和四年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。